# 「楽しい雪とあばれる雪」〜暴風 ⚠ 雪は危険がいっぱい~

平成25年3月2日、全道的に暴風雪となり、吹きだ まりや局地的な大雪により9名の方が亡くなる痛ま しい災害が発生しました。

このような災害をもたらす暴風雪は「強い冬型の 気圧配置」と「発達した低気圧」のときに発生しや すくなっています。特に「発達した低気圧」の前兆 として、前日に気温が高く暖かいことが多くなりま す。これからの季節は、気温が高く天気の良い日は、 大荒れの前触れかも知れませんので、気象情報で天 気を確認するよう心がけましょう。

暴風雪の被害としては、①吹き溜まり、②暴風や 視界不良による歩行困難、③暴風による飛散物、④ 停電などが考えられますので、目的にあった備えを しておきましょう。

暴風雪に遭遇してしまうと、ホワイトアウトによ り方向感覚がなくなり、自分の場所が分からなくな ります。むやみに移動することは危険であり、助け を求めても救助が困難な場合があるので、その場で 自分自身の身を守ることになります。

一番の方策は外出を控えることですが、暴風雪に 遭遇した場合はその場にとどまってやり過ごす、む やみに動かずに天候が回復するまで待つことも方策 のひとつです。最新の気象情報を入手して、暴れる 雪から身を守ってください。

間 旭川地方気象台 TEL 0166-32-7102 旭川地方気象台ホームページアドレス http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/

### 2月は『北方領土返還運動全国 強調月間』です

北方領土問題の解決には、粘り強い外交交渉の継 続とともに、それを支える一致した国民世論が重要

我が国固有の領土である歯舞群島(はぼまいぐん とう)、色丹島(しこたんとう)、国後島(くなしり とう) 及び択捉島(えとろふとう) からなる北方四 島の早期返還実現については、道民はもとより国民 の長年にわたる悲願です。

この北方領土返還要求運動が始まってから70年以 上が経過した現在なお、領土返還への具体的な道筋 は見えないままとなっています。

国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる結果 を図るため、2月7日の「北方領土の日」を中心に、 「北方領土の日特別啓発期間」を定め、道及び関係 団体の連携のもと一層強力に北方領土問題の啓発活 動を展開します。

問 企画商工課企画担当 Ⅲ 56-2124

# 無料調停相談会の開催

富良野調停協会では、富良野沿線にお住まいの皆 様に対し裁判所を通した調停制度利用の便宜と普及 を図るため、下記の日程で「無料調停相談会」を開 催いたします。予約等は不要です。直接会場にお越 しください。

**開催日** 平成31年2月17日(日曜日)

開催時間 午前10時~午後3時

開催会場 富良野文化会館 研修室

問 富良野調停協会事務局 大西 博

TEL 45-4278

# 運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■違反講習(2時間)

◎2月8日(金) 13時~

◎2月25日 (月) 13時~

■一般講習(1時間)

◎2月5日(火) 14時~

◎ 2月15日(金) 14時~

■優良講習 (30分)

◎2月5日 (火) 13時~

◎2月15日(金) 13時~

### 占冠村の放射線量の状況(1月分)

測定日 平成31年1月10日

【単位:マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グランド	9:30	曇	0.030
双民館グランド	9:50	曇	0.040
占冠地域交流館グランド	10:10	曇	0.046
占冠保育所グランド	9:35	曇	0.030
トマム学校グランド	10:50	曇	0. 036
トマム保育所グランド	11:00	曇	0. 032

※北海道の空間放射線率モニタリング結果(上川総合振興局 0.0209~0.0900) と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホー ムページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

http://www.iph.pref.hokkaido.jp/

問 総務課総務担当 TEL 56-2121

### 不動産の所有者が亡くなられた ら相続登記をお願いします

不動産の登記名義人(所有者)が死亡した場合に は、不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)に おいて、「相続による所有権移転」の登記が必要です。

最近は、相続登記が未了のまま放置されるケース が多くなっており、相続登記の未了は、「所有者不 明土地問題」などの様々な社会問題の要因となって います。

#### 相続登記をしないことによるトラブルの例

- 父の死亡後、兄弟も亡くなったため、相続の話 合いが兄弟間だけでは済まなくなった。
- 土地が亡母の名義になっていて、すぐに売った り、お金を借りたりすることができない。
- 父の死亡後も相続するつもりがない土地・建物 があり、そのままにしていたけれど隣家に悪影響 が出て、自分が全額弁償を求められた。

### 相続手続きには、「法定相続情報証明制度」が便利!

「法定相続情報証明制度」は、相続人が法務局(登 記所) に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認 した上で、法定相続人が誰であるかを証明する制度 です。この制度を利用すると、相続登記を含む各種 相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がな くなります。相続手続で必要となる書類は、各機関 で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機 関にご照会ください。

## 相続登記の登録免許税の免税措置が始まりました!

次の①または②の土地の相続登記について、登録 **免許税が免税される場合**があります。

- ① 相続により土地を取得した方が相続登記をしな いで死亡した場合の相続登記
- ② 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため 相続登記の促進を図る必要があるものとして法務

大臣が指定する土地のうち、不動産の価格が10万 円以下の土地に係る相続登記

#### 法務局に登記されていない家屋の所有者変更について

相続や売買・贈与等で法務局に登記されていない 家屋(未登記家屋)の所有者が変更になった場合は、 未登記家屋所有者変更届を役場まで提出してくださ い。未登記家屋の所有者は、役場で管理している課 税台帳に登録されている人となるため、役場に変更 届を提出していただく必要があります。

変更届が提出されないと、所有者情報や課税の誤 り、証明書の発行等を行う際に問題が生じる可能性 があります。

なお、登記済みの家屋は法務局での所有権移転の 手続を行っていただければ、役場に提出する書類は

詳細は、下記のお問い合わせ先でご確認ください。

旭川地方法務局登記部門 TEL 0166-38-1146

占冠村役場総務課税務担当 TEL 56-2121 問

### 桜の合格箸が寄贈されました

合同会社しもかぷ工 房(吉田耕一代表)よ り、占冠中学校3年生 9名及びトマム学校9 年生1名に、合格祈願 の願いをこめた木工ク ラフト『桜の合格箸』 が寄贈されました。



合格箸は、合格を意味する「サクラ咲く」にちな んで、箸の原材料に山桜が使用され、合格にかけて 五角形に仕上げられたもので、受験生にとって心強 い縁起物です。

#### ■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- ●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- ●月収が15万8000円以下の方。

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉 徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除 等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額 が15万8000円以下の方)

※単身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方。

賃 入居される世帯の収入等に応じて決 ■家 定されます。

■入居可能日 概ね3月1日(金)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によりま す。

■申込受付場所 建設課建築担当

トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当

**2** 56-2172

### 村営住宅等入居者募集のご案内

### 募集団地

### ●受付期限2月15日(金)

●トマム地区

○第2トマム団地

3LDK

1戸

1戸

●中央地区 5戸

〇中央団地

2LDK1戸 3LDK1戸

○第2千歳団地

4 L D K 3戸

※トマム地区子ども応援民間賃貸共同住宅の入 居者も募集しています。

3 L D K 3 戸 ※トマム地区の夫婦世帯向け村有住宅の入居者

も募集しています。 3 L D K 2 戸

詳しくは、村ホームページでご確認ください。

皆様の入居をお待ちしています。